

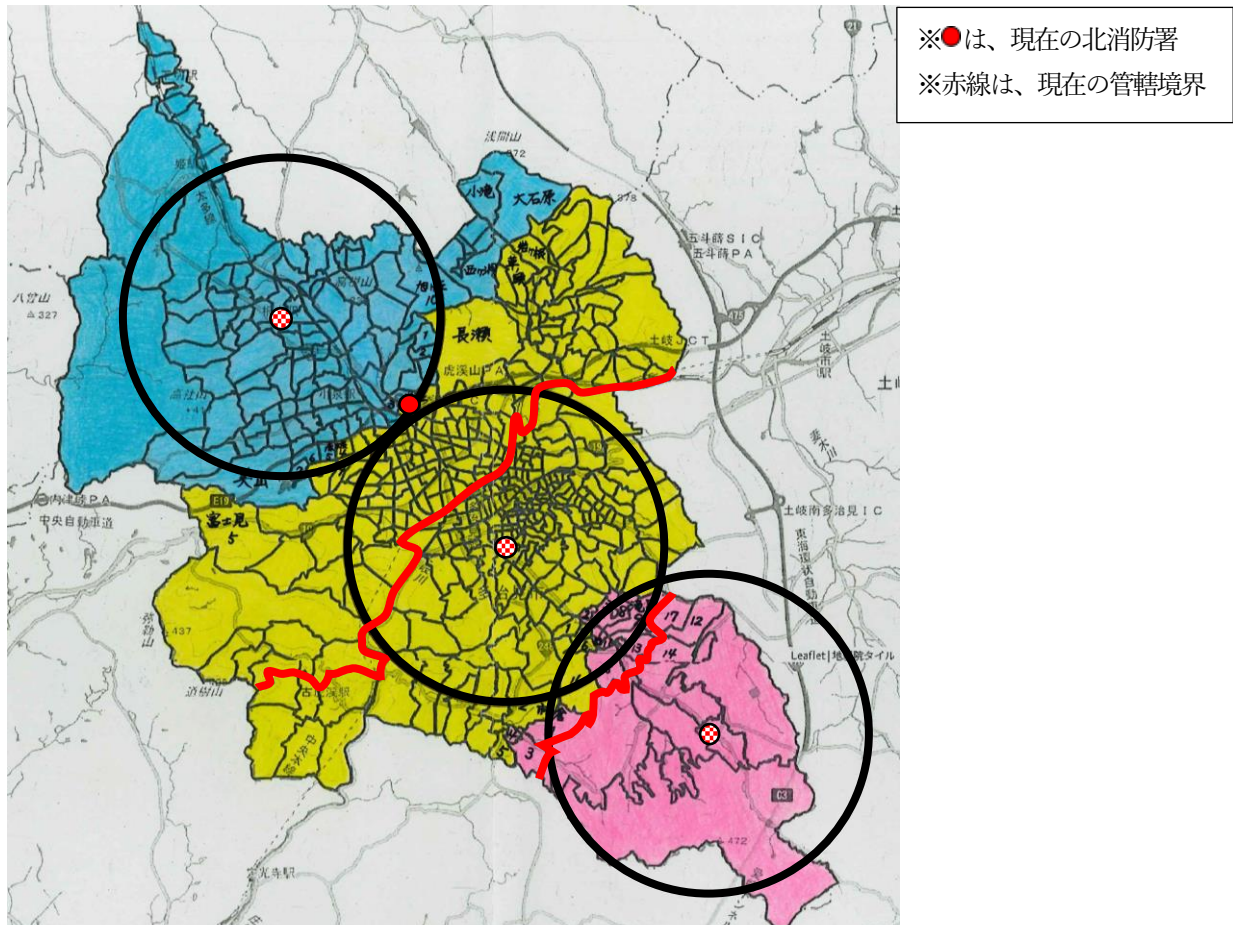
多治見市消防本部等設置条例の一部改正について（検討）

1. 結論

新しい北消防署が令和8年4月1日までに供用開始することに伴い、北消防署移転以降の各消防署の管轄区域を変更するため、多治見市消防本部等設置条例を改正する。

2. 変更概要

- (1) 現在の北消防署近辺に対して、最も早く到着できる緊急車が出動。
- (2) 姫町等、北部地域への所要時間が短縮。
- (3) 市之倉及び滝呂町は、笠原署から出動することで所要時間を短縮。
- (4) 今後の統計結果等を基にして、消防体制の見直しを検討。
- (5) 東濃5市消防指令センターでは、災害地点に対して最直近の車両を選択。



	変更前				変更後		
	南消防署	北消防署	笠原消防署		南消防署	北消防署	笠原消防署
管轄面積	25.01 km ² (27%)	52.78 km ² (58%)	13.45 km ² (15%)	→	47.86 km ² (52%)	27.27 km ² (30%)	16.11 km ² (18%)
管内人口	36,450 人	54,499 人	14,764 人		51,544 人	36,085 人	18,084 人
救急件数	2,360 件	2,521 件	703 件		3,146 件	1,608 件	830 件

3. 変更内容

【移転前まで】

消防署	管轄区域
多治見南消防署	中央本線以南の区域(東栄町、虎溪山町、月見町及び三の倉町のうち中央本線以南の区域並びに笠原町、滝呂町 12 丁目、14 丁目及び 17 丁目の区域を除く。)及び諏訪町のうち中央本線以北の区域
多治見北消防署	多治見南消防署及び多治見笠原消防署の管轄区域を除く区域
多治見笠原消防署	笠原町並びに滝呂町 12 丁目、14 丁目及び 17 丁目の区域

【移転後から】

消防署	管轄区域
多治見南消防署	多治見北消防署及び多治見笠原消防署の管轄区域を除く区域
多治見北消防署 (所在地) 根本町 7 丁目 77 番地の 1	赤坂町（1 丁目から 4 丁目まで、8 丁目及び 9 丁目を除く。）、旭ヶ丘、大沢町、大原町、大針町、大藪町、小名田町（1 丁目から 6 丁目まで、岩ヶ根、絵図ヶ峯、可児郷、草ノ頭、西山、野田内、別山、東谷及び悪洞を除く。）、北丘町、北小木町、希望ヶ丘、小泉町、幸町、昭栄町、高根町、宝町（1 丁目から 10 丁目までを除く。）、西坂町、西山町、根本町、光ヶ丘（1 丁目及び 5 丁目を除く。）、姫町、平井町、松坂町、美山町及び明和町の区域
多治見笠原消防署	市之倉町（2 丁目及び 5 丁目から 13 丁目までを除く。）、笠原町並びに滝呂町（1 丁目、4 丁目から 7 丁目まで及び 16 丁目を除く。）の区域

4. スケジュール

令和 7 年	6 月	全員協議会
令和 7 年	6 月	パブリック・コメント期間（7 月中旬まで 1 カ月間）
令和 7 年	7 月	法令審査委員会
令和 7 年	9 月	市議会へ条例改正を提案
令和 8 年	4 月	改正条例施行